ロ　申請前事業年度又はその前事業年度において、各事業年度に係る原単位がそれぞれの事業年度の前事業年度の原単位以下であり、かつ、申請前事業年度に係る四事業年度変化率が百五パーセント以下であること。

ハ　申請前事業年度の前事業年度（以下この号において「申請前々事業年度」という。）に係る原単位を申請前々事業年度の四事業年度前の事業年度に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合（ニにおいて「申請前々事業年度に係る四事業年度変化率」という。）が九十九パーセント以下であること。

ニ　申請前々事業年度又はその前事業年度において、各事業年度に係る原単位がそれぞれの事業年度の前事業年度の原単位以下であり、かつ、申請前々事業年度に係る四事業年度変化率が百五パーセント以下であること。

ホ　イからニまでに掲げる要件と同等以上のものとして経済産業大臣が別に告示する要件を満たすこと。

ヘ　イからホまでに掲げる要件に適合しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められること。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

第三十二条　令第四条第三項第一号に規定する経済産業省令で定める基準は、第三十条第三号イ、ロ、ホ又はヘのいずれかに該当することとする。

二　申請前事業年度又はその前事業年度において、各事業年度に係る原単位がそれぞれの事業年度の前事業年度の原単位以下であり、かつ、申請前事業年度に係る四事業年度変化率が百五パーセント以下であること。

三　申請前事業年度の前事業年度（以下この条において「申請前々事業年度」という。）に係る原単位を申請前々事業年度の四事業年度前の事業年度に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合（次号において「申請前々事業年度に係る四事業年度変化率」という。）が九十九パーセント以下であること。

四　申請前々事業年度又はその前事業年度において、各事業年度に係る原単位がそれぞれの事業年度の前事業年度の原単位以下であり、かつ、申請前々事業年度に係る四事業年度変化率が百五パーセント以下であること。

五　前各号に掲げる要件と同等以上のものとして経済産業大臣が別に告示する要件を満たすこと。

六　前各号に掲げる要件に適合しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められること。

第三十二条　令第四条第三項第一号に規定する経済産業省令で定める基準は、第三十条第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当することとする。